

# Actus Newsletter(資産税)

## 公正証書遺言の作成方法と留意事項



遺言とは、遺言作成者が自分の死後のために、主に財産の処分について生前に自分の意思を記したものです。2023年5月には政府がデジタル遺言制度創設に向けて検討を開始していることがニュースになり、今後は自分で容易に遺言を作成することができることも期待されます。現状の遺言としては、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」がありますが、今号では公正証書遺言の作成方法について紹介します。

### ■ 公正証書遺言

公正証書遺言は、原則として公証役場で作成するもので、**遺言者が公証人の前で、遺言の内容を口述し、それに基づいて公証人が文章にまとめて作成する遺言**です。高齢・病気のため公証役場に行くことが難しい場合は、公証人に自宅や病院に出張してもらって作成することもできます。また、**証人2人の立ち合いが必要**となります。

公正証書遺言は、公証人が作成して公証役場に原本が保管されるため、**手続き上の不備で遺言が無効になるリスクや、紛失や改ざんのリスクがありません**。また、家庭裁判所の検認の手続きも不要です。

#### 1. 遺言内容の整理

まずは預金、株式や不動産などの**財産リスト**を作成し、誰に、何を、どれだけ相続させるのか決めます。

#### 2. 公証人と事前打ち合わせ

最寄りの公証役場に連絡をして相談します。基本的には以下の資料が必要となるため、事前に準備をしておく、公証人との相談もスムーズに行うことができます。

#### 必要書類

- ・遺言者本人の印鑑登録証明書(3か月以内に発行されたもの)
- ・遺言者と相続人の続柄がわかる戸籍謄本
- ・不動産がある場合には、その登記簿謄本と固定資産税評価証明書(固定資産税の課税明細書でも可)。不動産以外の財産についてはそれを記載したメモ。
- ・相続人以外の人に遺贈する場合には、受遺者の住民票など氏名・住所・生年月日がわかるもの
- ・証人予定者の氏名・住所・生年月日及び職業を記載したメモ

#### 3. 公証役場にて公正証書遺言を作成

実印を持参し、証人2名(証人は認印を持参)とともに公証役場にて手続きをします。公証役場における作成手数料は主に財産の額に応じて変動し、例えば妻に1,000万円、長男に3,000万円相続させる遺言書を書いた場合の手数料は51,000円+遺言書のページ数による手数料になります。

### ■ 遺言作成時に考慮した方がよい事項

#### 1. 遺留分

遺言がある場合には遺言者の意思が尊重されますが、相続人の**遺留分**(民法上保護されている相続人の最低限の権利)を侵害していた場合には、**遺留分侵害額請求**が起こるなど、相続人間での争いの種になることがあるため、**遺留分を考慮した遺言作成を意識する必要があります**。

#### 2. 予備的遺言

遺言作成者が死亡して相続が開始する前に受遺者が死亡していた場合は、その受遺者に対する内容部分は無効になり、受遺者が取得する予定だった財産は分割協議が必要になります。そのような事態を避けるために、**受遺者が亡くなった場合の取得者を予め指定**する予備的遺言を記載することができます。

#### 3. 付言事項

付言事項とは、遺言と異なり法的な効力を有しませんが、遺言作成者が遺言を書いた動機や財産の配分の理由、葬式の方法や遺された家族への感謝やメッセージなどを記載するものです。**作成者の気持ちを相続人等に伝えることができる**ため、遺言の内容で揉めることを防ぐためにもメッセージを残すことは有用と考えられます。

#### 4. 遺言執行者の指定

遺言執行者とは、**遺言内容を実現するために手続きを行う**人のことです。遺言執行者は預貯金などの金融資産に関する口座解約や名義変更、不動産の名義変更、貸金庫に関する開扉などを行うことができます。作成した遺言書内で遺言執行者を指定することができ、その遺言執行者は自己の責任で専門家等の第三者に遺言の執行を委託することもできます。

# 相続のことなら アクタスにおまかせください

## アクタスサービスラインナップ

### 相続税の申告支援業務

#### 相続税申告

申告期限は10か月です。  
年間100件以上の申告実績がある  
アクタスが丁寧に対応します。

#### 税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、  
書面添付制度の導入により税務調査の  
対策を随時おこなっています。

#### スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ  
に対応し、税金の不安をいち早く  
解消させます。

### 相続事前対策業務

#### 簡易診断

お持ちの財産について、概算での  
評価と相続税を計算し、現状を分  
析します。

#### 遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ  
う自筆証書遺言や公正証書遺言の  
作成を支援します。

#### 事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A  
まで含め、様々なパターンによる  
事業承継をサポートいたします。

### 相続後のご相談

#### 二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活  
用した節税、保険加入や不動産の  
提案など様々な節税対策を支援し  
ます。

#### 不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却  
を支援します。

#### 譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、  
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！